

# 平塚市立旭小学校いじめ防止基本方針

## 平塚市立旭小学校

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

いじめ解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を定義し、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とします。

#### (いじめの認識)

- ・児童本人が、いじめと感じたものは全て、いじめとして捉えること。
- ・けんかやふざけ合いでもいじめではないかと疑うこと。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。いじめと認められる事実があった場合には、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、学級担任等が学級の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進していきます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・人権、道德教育の充実、規範意識の向上を図るとともに望ましい豊かな心情の醸成につながるような教育活動を積極的に導入します。
- ・基礎基本の確実な定着及び思考力・判断力・表現力の育成に努めると共にコミュニケーション能力の向上の促進に努めます。
- ・不用意に発せられた言葉・思慮が足りない行動に対して、その都度その場で注意して改めさせるという日常的なこまめな指導を強化し児童自らが気をつけられるように努めます。
- ・相手を尊重すること、相手の気持ちを想像し相手の立場に立って考えることができるような豊かな心を育てるための学習や活動を取り入れていきます。
- ・児童一人一人がよりよい人間関係を作っていけるように、お互いに適切な関わり方や接し方を習得していくための指導に取り組んでいきます。
- ・児童会が主体となって「挨拶運動」に取り組み、豊かな人間関係を構築していくことで、いじめの未然防止を図っていきます。
- ・異年齢集団による交流活動（にこにこパラダイス等）に取り組み、豊かな人間関係を構築していくことで、いじめの未然防止を図っていきます。
- ・いじめは決して起こさない・許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修（年複数回）や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合は、職員が両児童の意思疎通を図るなど柔軟に対応をします。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する「学校生活アンケート（児童が卒業するまで保管・聴取の結果を記録した物は児童卒業後5年間の保存）」を6月と11月に実施します。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守り、気づいたことを共有していきます。
- ・様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、本人がいじめを否定しても情報を共有し大勢の目で当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していきます。
- ・配慮が必要な児童について、日常的に支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・児童の様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合は、担任や管理職で教育相談を行い、問題を把握することに努めます。
- ・児童・保護者からの訴えはもちろんのこと、地域等からの情報に、迅速丁寧に対応します。
- ・いじめが起きてしまったときには、学校全体で組織的に対応すると共に教育委員会等と連携して対処していきます。いじめ解消後も継続的な見守りに努めます。
- ・家庭や地域との連携も重視し、理解・協力・支援をいただけるよう努力していきます。

### (3) いじめの早期対応・解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・学校として組織的に対応するとともに特定の職員が抱え込むことがないようにしていきます。
- ・出席停止になった児童がいる場合は、該当児童に対する立ち直りに向けた指導や支援を行っていきます。

### (4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が適切に対処できるよう、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うほか、社会科や総合的な学習の時間等の学習の中でも、児童が情報モラルについて分かりやすく学べる場を設定します。

#### ○学校教育活動で行われる対策

- ・情報モラル教育の充実に努めインターネット社会の功罪について理解を図っていきます。
- ・いじめに関するアンケートにインターネットを通じて行われるいじめについての項目をもうけていきます。
- ・携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則禁止します。

#### ○放課後など家庭に対して行われる対策

- ・児童の携帯電話、スマートフォン、P C、ゲーム機等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかけていきます。
- ・掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから保護者への啓発活動を繰り返し行っていきます。

#### ○発生時の対応について

- ・教育委員会・関係機関との連携を密にして速やかに「書き込みの削除」などがなされるよう努めていきます。
- ・被害児童・保護者への支援及び加害児童への指導や保護者への助言を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し再発防止に尽くしていきます。

## 3 いじめ防止等のための組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止のための組織「いじめ防止等対策会議」を設置し、必要に応じて開催します。

いじめと疑われる相談・発見・通報があった場合には、即日情報を共有し対応協議するための会議を緊急開催します。

### （１）「いじめ防止等対策会議」の構成

校長、教頭、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、当該学級担任

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※ 対応協議するための会議は上記に加え、該当児童担任が加わります。

### （２）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

## 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

### （１）「緊急調査チーム」の構成

- ・校長、教頭、児童指導担当者、学年主任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

## (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を進めます。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明を行います。
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告をします。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。
- ・非行や犯罪につながるおそれのあるいじめについては、校長が市教委にも報告し、「学校警察連携制度」の活用を含め警察などの関係機関と連携しながら対応していきます。

## 5 その他

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目の中に該当する内容を取り入れ、適正に自校の取組を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

## 6 付則

本方針は、2014年5月12日より施行する。

|         |     |      |
|---------|-----|------|
| 2015年5月 | 1日  | 一部改正 |
| 2017年6月 | 1日  | 一部改正 |
| 2018年5月 | 1日  | 一部改正 |
| 2019年4月 | 1日  | 一部改正 |
| 2020年4月 | 1日  | 一部改正 |
| 2021年4月 | 1日  | 一部改正 |
| 2022年4月 | 1日  | 一部改正 |
| 2023年9月 | 1日  | 一部改正 |
| 2024年4月 | 12日 | 一部改正 |
| 2025年4月 | 14日 | 一部改正 |
| 2026年4月 | 13日 | 一部改正 |